

改正

令和2年12月25日条例第39号

女川町海岸広場条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、女川町海岸広場（以下「海岸広場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 女川湾に面する海岸通り地区に、町民の憩いと交流の場となる施設を整備することにより、多面的な交流の促進による町の活性化を図るとともに、東日本大震災からの町の復興の歩みを後世に伝承するため、海岸広場を設置する。

2 海岸広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称      | 位置  |
|---------|---|
| 女川町海岸広場 | 女川町海岸通り1番地、2番地、4番地、5番地1、5番地2、5番地3、6番地1、6番地2、11番地、12番地、13番地、14番地、15番地、16番地及び17番地<br>女川町鷺神二丁目25番地及び42番地 |

(施設の構成)

**第3条** 海岸広場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 緑地及び遊具広場
- (2) 東日本大震災遺構旧女川交番
- (3) 公衆トイレ
- (4) 駐車場

(行為の禁止)

**第4条** 海岸広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 海岸広場を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為

- (3) 海岸広場を使用する者に危険が生ずるおそれがある行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、海岸広場の管理に支障を来す行為  
(使用許可)

**第5条** 海岸広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可（以下「使用許可」という。）を得なければならない。使用許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、商品の宣伝又は展示その他これらに類する行為
- (2) 集会、音楽会、発表会その他これらに類する催しのために海岸広場の全部又は一部を独占して使用する行為

2 町長は、前項各号に掲げる行為が町の活性化に特に必要があると認めるときは、使用を許可するものとする。

3 町長は、海岸広場の管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付することができる。  
(使用許可の取消し等)

**第6条** 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をせず、使用許可を取消し、使用を停止し、又は海岸広場からの退去を命ずるものとする。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により海岸広場を使用する者が損害を受けた場合において、町は、当該損害に対する賠償の責めを負わない。

(使用料)

**第7条** 第5条第1項の規定より許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、町長の発行する納入通知書により指定する納期限までに納付しなければならない。

3 使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

**第8条** 町長は、公益上その他特別な事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

**第9条** 使用者は、海岸広場の使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

第6条の規定により使用許可の取消し等を受けたときも同様とする。

(損害賠償)

**第10条** 故意又は過失により海岸広場の施設を毀損し、汚損し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 海岸広場における天災、地変、火災、盗難等により生じた損害については、町は、当該損害に対する賠償の責めを負わない。ただし、町の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

**第11条** 町長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 海岸広場の使用許可に関する業務
- (2) 海岸広場の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 海岸広場の維持及び管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 前項の規定により町長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合において、第5条及び第6条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の手續等)

**第12条** 指定管理者の指定の手續等は、女川町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年女川町条例第16号）の規定による。

(指定管理者の管理の基準等)

**第13条** 指定管理者は、この条例の規定のほか、関係法令等を遵守し、適正に管理業務を行わなければならない。

(利用料金)

**第14条** 第11条第1項の規定により町長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第7条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に海岸広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、第7条に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て

定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 4 利用料金は、指定管理者が指定する納期限までに納付しなければならない。
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により海岸広場を使用することができないとき、又はその他指定管理者が必要と認める場合であって町長の承認を得たときは、この限りでない。
- 6 指定管理者は、特別の理由があると認める者に対して、あらかじめ町長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、海岸広場の管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和2年12月25日条例第39号)

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

#### 別表 (第7条関係)

| 使用区分   | 単位            | 使用料  |
|--|---------------|------|
| 物品の販売、商品の宣伝又は展示その他これらに類する使用                  | 1人1日につき       | 330円 |
| 集会、音楽会、発表会その他これらに類する催しのために海岸広場の全部又は一部を独占して使用 | 10平方メートル1日につき | 110円 |

#### 備考

- 1 使用時間が1日に満たない場合は、これを1日に切り上げる。
- 2 使用面積に10平方メートル未満の端数があるときは、これを10平方メートルに切り上げる。
- 3 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。